

申告は忘れずに、お早目をお願いします！

町民税県民税の申告について

令和4年度町民税県民税は、令和4年1月1日現在、川俣町に住所のある方で、前年中（令和3年1月1日～12月31日）に所得があった方に課税されます。

申告が必要な方

- 商業・工業・農業・サービス業などの事業を営んでいた方
- 地代・家賃・配当などの所得があった方
- 土地・その他の資産を売った方
- 給与所得者で、給与所得以外の所得があった方や、2ヶ所以上から給与を得ている方
- 前年の途中で会社を退職した方
- 公的年金受給者のうち、社会保険料・生命保険料・地震（損害）保険料等の控除を受ける方
- 同一生計配偶者（所得が48万円以下の配偶者）を扶養していて、扶養主の給与所得が1,000万円を超える方
- 収入がなかった方や、収入が遺族年金や障害年金（非課税年金）のみだった方でも**、国民健康保険税や介護保険料等を課税計算する際の世帯所得として用いたり、所得証明に用いたりしますので、**申告が必要**です。町県民税申告書に住所・氏名・生年月日を記入し捺印のうえ、余白に「収入なし」と朱書きをして提出してください。なお、申告会場へ来なくても自分で申告書を作成して提出することができます。町県民税の申告書は、町民税務課の窓口へ備え付けてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

- 町県民税申告書の提出方法及び提出先 -

川俣町役場3番窓口町民税務課税務係へ直接持参するか、郵送により提出してください。

郵送先：〒960-1492 川俣町民税務課税務係行（住所記載不要）

年金、給与などの収入のある方でも、年間の所得金額が48万円（給与収入のみの場合は年間収入103万円、65歳以上の方の場合で年金収入のみの場合は年間収入158万円）以下の方は、被扶養者として家族の扶養となることができます。年末調整等を受けていない場合には申告してください。

※年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除は、平成24年度分より廃止されております。

※平成31年度（令和元年度）分より、扶養主及び配偶者の所得額により配偶者控除・配偶者特別控除の控除額と適用範囲が変更されています。

申告日程・会場

申告相談の日程

■受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時

■申告会場 役場本庁舎 3階 大会議室（2月24日(木)は「山木屋公民館」）

日 程	対象地区
15 日(火)	大綱木
16 日(水)	小島（1・2・3・4 方面）
17 日(木)	小島（5・6・7・8 方面）
18 日(金)	羽田
21 日(月)	秋山
22 日(火)	小綱木
24 日(木)	山木屋（山木屋公民館会場） （※役場会場での相談はありません。）
25 日(金)	山木屋（役場本庁舎会場）
28 日(月)	東福沢・川俣（柏崎）

日 程	対象地区
1 日(火)	西福沢・鶴沢（油田）
2 日(水)	鶴沢（東部）
3 日(木)	鶴沢（西部）
4 日(金)	小神
7 日(月)	飯坂（入組・屋組・大木戸・峠・成栗・萩平・砂田）
8 日(火)	飯坂（上記以外）川俣（賤ノ田・東大清水）
9 日(水)	川俣（仲ノ内・大作・小作・新中町方面）
10 日(木)	川俣（本町・中島・壁沢・倉ヶ作・大内方面）
11 日(金)	川俣（鉄炮町・瓦町・日和田・池ノ入方面）
14 日(月)	川俣（八反田・五百田・宮赤・中丁方面）
15 日(火)	予備日

※1) 対象地区の指定日に都合の悪い方は、その他の日程でも申告相談ができますので早目の申告をお願いします。

2) 期間中は、町民税務課の窓口では申告相談は行っていません（自書による申告書提出のみ受け付けます）。

申告相談の日程

- 受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時
- 申告会場 役場本庁舎 3階 大会議室（2月24日(木)は「山木屋公民館」）
- 問合せ先 町民税務課 税務係（内線1302）

申告相談会場における

新型コロナウイルス等感染症対策にご協力をお願いいたします

申告相談会場では感染防止のため、会場の換気及び職員は検温、マスクの着用、手洗い、消毒を徹底し感染防止に努めます。ご来場される皆様も感染防止にご協力をお願いいたします。

- ・発熱や咳等の症状がある方や、体調がすぐれない方はご来場をお控え願います。
- ・ご家族様に発熱や咳等の症状がある方は、ご来場をお控え願います。
- ・ご来場の際には、マスクの着用、手指の消毒、検温、受付票の記入にご協力をお願いします。
- ・申告相談会場では、定期的に窓を開ける等換気を行いますので、暖かい服装でお越し願います。
- ・待合室が混雑した場合には、自家用車での待機をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・申告相談受付時間の短縮のため、あらかじめ申告に必要な書類の確認をお願いするとともに、ご自宅で収入、経費等の計算を済ませてからご来場いただく等、皆様のご協力をお願いいたします。

申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから！

- パソコンやスマートフォンなどから、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。
- パソコン画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、ICカードリーダー無しでマイナンバーカードを使ったe-Tax（電子申告）が可能です。

○読み取り対応のスマホであれば、マイナンバーカードの電子証明書によるe-Taxが可能です。

○スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。

※詳しくは動画をご覧ください

URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/video.htm>



税務署の確定申告書作成会場は「ウィル福島アクティおろしまち」

場所 ウィル福島アクティおろしまち（福島市鎌田字卸町10-1）
期間 令和4年2月16日(水)～3月15日(火)《土・日・祝日を除く》
（ただし、2月20日(日)及び2月27日(日)は開設します。）

時間 午前9時30分～午後4時

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です。

なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。



国税に関する質問・相談について

電話相談センター

国税に関する一般的なご相談は、仙台国税局の職員がお答えします。024-534-3121（福島税務署）に電話し、音声ガイダンスに従って、「1」番を選択してください。

タックスアンサー

よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載していますので、是非ご利用ください。